

相模原市監査委員公表第19号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、平成27年2月10日に実施した事務監査の結果に基づき措置を講じた旨、教育委員会から通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成27年7月2日

相模原市監査委員 八木 智 明

同 坪井 廣 行

同 米山 定 克

同 小野沢 耕 一

1 監査対象事務

小学校、保育所等における遊具、プール及び樹木等の安全対策について

2 監査を実施した日

平成27年2月10日

3 措置に係る通知日

教育委員会から通知があった日 平成27年6月26日

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(1) 小学校の遊具について</p> <p>平成25年度に実施した「市立小中学校遊具・体育器具点検委託」の点検報告書において、C(損傷・劣化が認められ、修繕の必要性あり)や、D(損傷・劣化が著しく認められ、緊急的に修繕が必要)と修繕の必要性が示されているが、修繕の対応状況が一連の書類として一元的に管理されておらず、対応状況を把握することが困難であった。また、修繕の完了が確認できた一部の遊具については、同点検報告書受領後修繕完了まで約1年を要していた。さらに、点検結果の内容が、学校施設課から各小学校へ周知されていなかった。</p> <p>子どもの安全確保を図るため、速やかに修繕を行うなど安全対策を講じ、対応した結果を記録し一元的に管理するなど対応状況を明らかにするとともに、遊具の事故の未然</p>	<p>遊具をより適切に維持管理し、子どもの安全を確保するため、点検結果及び対応状況、年度ごとの経過が一連で確認できる台帳を平成27年6月26日に作成しました。</p> <p>また、点検結果は学校施設課と学校が情報を共有し、安全対策を講じる必要がありますので、平成27年1月30日付けで各小学校へ「平成25年度遊具・体育器具点検結果報告書」を送付し、平成26年度分につきましては、平成27年5月13日に送付し周知を行いました。</p> <p>今後も点検結果を速やかに送付し、学校と情報を共有してまいります。また、緊急的に修繕が必要なものにつきましては、速やかに対応を行い、子どもたちの安全対策を講じてまいります。</p>

<p>防止のため、点検結果を各小学校へ周知し情報の共有化を図るなど、適切な維持管理を徹底されたい。</p>	
<p>(3) 小中学校の樹木について</p> <p>イ 平成25年度に実施された市立小・中学校(南区・中央区)樹木台帳作成業務委託及び市立小・中学校(緑区・中央区)樹木台帳作成業務委託に係る結果報告書において、判定結果がB(要注意)、C(危険)とされた樹木に対して、樹木台帳には対応状況の記録がなかった。</p> <p>また、判定結果について、学校施設課から当該校へ周知が行われていなかった。</p> <p>子どもの安全確保を図るため、速やかに対応し、その結果を記録するなど対応状況を明らかにするとともに、判定結果を当該校へ周知することにより情報の共有化を図り、適切な維持管理に取り組まれたい。</p>	<p>平成25年度に作成した樹木台帳は、平成27年1月19日に該当する学校に送付しました。</p> <p>さらに、樹木をより適切に維持管理し、子どもの安全確保を図るために平成26年度より樹木台帳作成業務委託の提出書類様式を一部変更するとともに、個々の樹木の剪定状況や伐採状況等を記載する欄を新たに追加したうえで、平成27年2月から3月に業務委託を実施しました。</p> <p>その結果につきましては、樹木台帳を平成27年6月5日に該当する学校に送付し周知しました。</p> <p>今後は、学校と学校施設課が活用しやすい台帳の作成を行い、台帳を学校へ送付することにより学校と情報を共有するとともに、判定結果への速やかな対応など適切な樹木の維持管理を行うことにより、子どもたちの安全対策を講じてまいります。</p>